

改正案	現行
<p>第一（略）</p> <p>第二 調整後温室効果ガス排出量の調整方法</p> <p>1 調整後温室効果ガス排出量は、次項に規定する調整対象温室効果ガス排出量又は当該調整対象温室効果ガス排出量から第一号から第三号までに掲げる量の一部若しくは全部を控除し、並びに第四号に掲げる量を加算して得た量とする。ただし、その量が零を下回る場合には零とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 特定排出者が四月一日から翌年三月三十一日までににおいて排出量調整無効化をした国内認証排出削減量（電気事業者が調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたもの及び<u>第三</u>第三項の規定により排出量調整無効化をしたものを除く。）</p> <p>三（略）</p> <p>四（略）</p> <p>2 調整対象温室効果ガス排出量は、次に掲げる量を合算して得た量とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三 算定排出量算定期間におけるメタン、一酸化二窒素、ヒドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄及び三ふつ化窒素の温室効果ガス算定排出量</p> <p>第三 調整後温室効果ガス排出量の調整に当たつての留意事項</p> <p>1（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の場合において、特定排出者が国内認証排出削減量を創出</p>	<p>第一（略）</p> <p>第二 調整後温室効果ガス排出量の調整方法</p> <p>1 調整後温室効果ガス排出量は、次項に規定する調整対象温室効果ガス排出量又は当該調整対象温室効果ガス排出量から第一号から第三号までに掲げる量の一部若しくは全部を控除し、並びに第四号に掲げる量を加算して得た量とする。ただし、その量が零を下回る場合には零とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 特定排出者が四月一日から翌年三月三十一日までににおいて排出量調整無効化をした国内認証排出削減量（電気事業者が調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたものを除く。）</p> <p>三（略）</p> <p>四（略）</p> <p>2 調整対象温室効果ガス排出量は、次に掲げる量を合算して得た量とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三 算定排出量算定期間におけるメタン、一酸化二窒素、ヒドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふつ化硫黄の温室効果ガス算定排出量</p> <p>第三 調整後温室効果ガス排出量の調整に当たつての留意事項</p> <p>1（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p>

し、排出量調整無効化をしたときは、当該国内認証排出削減量について、第二第一項第四号に定める移転をした量とみなす。